

# 後期高齢者医療制度

## 「限度額適用・標準負担額減額認定証」 「限度額適用認定証」を送付

すでに交付を受けている方の「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」(以下、認定証)の有効期間が7月末で終了します。

有効期限が終了する認定証をお持ちの方で、8月以降も交付対象となる方には、7月末までに新しい認定証を郵送します(有効期間は令和5年8月1日(火)～令和6年7月31日(水))。更新のための手続きは必要ありません。

「交付対象となる方」  
○住民票上の世帯員全員が令和5年度の住民税非課税の世帯に属している被保険者(未申告など所得不明者がいる場合には発行できません)  
○自己負担割合が3割で同じ世帯の後期高齢者医療被保険者

認定証を医療機関の窓口に表示することで、保険診療の1か月間の自己負担分の支払いが限度額までとなります(支払いが複数の医療機関にわたる場合、それぞれで限度額までの支払いになります)。入院・外来いずれの場合も、利用できます。認定証を利用した場合でも、高額療養費に該当した場合は、後日、高額療養費のお知らせをお送りします。

# 生計困難者に対する 介護保険利用者負担額軽減確認の 申請、更新をお忘れなく

介護保険のサービスを利用するとき「生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証」を提示することで、介護サービス利用者負担額、施設利用時の食費・居住費の4分の1を軽減します。対象サービスは下表のとおりです。なお、この制度の利用は、事業者が軽減制度を実施している場合に限りです。

確認証の発行には申請が必要

「区分Ⅱの認定を受けている方」  
過去1年間で区分Ⅱの認定期間内に90日を超える入院がある場合、申請していただく食事代がさらに減額となります。

医療保険課係  
☎(3647)3168  
FAX(3647)8443

# 第2回区議会定例会終わる

## 一般会計補正予算(第2号・第3号)などを可決

令和5年第2回区議会定例会が、6月7日から6月29日まで(会期23日間)開かれました。今回の定例会では、「令和5年度江東区一般会計補正予算(第2号)」「令和5年度江東区一般会計補正予算(第3号)」

○条例案件(9件)  
「江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例」など  
○契約案件(13件)  
「江東区清掃事務所改修工事請負契約」など

○予算案件(2件)  
○事件案件(2件)

申請書類  
○申請書(3種類)①介護保険生計困難者に対する利用者負担額軽減対象確認申請書②収入および預貯金申告書③資産および扶養の有無に関する申告書※印鑑は朱肉を使うものを使用してください

○世帯の年間収入が基準収入額以下であること(1人世帯の場合150万円、世帯構成員が1人増えるごとに50万円を加えた額)

○世帯の預貯金額等(有価証券、投資信託等も含む)が基準額以下であること(1人世帯の場合350万円、世帯構成員が1人増えるごとに100万円を加えた額)

○世帯全員の年間収入・預貯金額が確認できる書類①収入のわかるもの(年金振込通知書・源泉徴収票の写し・確定申告書の写し等)②預貯金(通帳)の写し(氏名・支店名・口座番号のページ、令和4年1月1日から現在までの明細ページ、定期預金は現在の取引がわかるページ(取引がない場合は最初のページ)③有価証券、投資信託等の資産の金額がわかる資料

○成年後見人が申請する場合は登記事項証明書の写し

「包括外部監査契約の締結について」など  
「同意案件(1件)」  
「江東区副区長選任同意方について」  
○意見書(2件)  
「教員不足解消に向けた取組の更なる充実を求める意見書」など

「江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例」など  
「江東区清掃事務所改修工事請負契約」など

「江東区清掃事務所改修工事請負契約」など  
○事件案件(2件)

○予算案件(2件)  
○事件案件(2件)

申請書類を〒135-8383 区役所介護保険課係へ郵送・窓口で  
判定結果は後日通知  
判定の結果、該当する方には認定証を送付します。なお、介護認定結果が出ていない場合は、認定後に送付します。確認の有効期間は8月1日(火)～令和6年7月31日(水)です。

認定結果は後日通知  
判定の結果、該当する方には認定証を送付します。なお、介護認定結果が出ていない場合は、認定後に送付します。確認の有効期間は8月1日(火)～令和6年7月31日(水)です。

認定結果は後日通知  
判定の結果、該当する方には認定証を送付します。なお、介護認定結果が出ていない場合は、認定後に送付します。確認の有効期間は8月1日(火)～令和6年7月31日(水)です。

認定結果は後日通知  
判定の結果、該当する方には認定証を送付します。なお、介護認定結果が出ていない場合は、認定後に送付します。確認の有効期間は8月1日(火)～令和6年7月31日(水)です。

認定結果は後日通知  
判定の結果、該当する方には認定証を送付します。なお、介護認定結果が出ていない場合は、認定後に送付します。確認の有効期間は8月1日(火)～令和6年7月31日(水)です。

認定結果は後日通知  
判定の結果、該当する方には認定証を送付します。なお、介護認定結果が出ていない場合は、認定後に送付します。確認の有効期間は8月1日(火)～令和6年7月31日(水)です。

認定結果は後日通知  
判定の結果、該当する方には認定証を送付します。なお、介護認定結果が出ていない場合は、認定後に送付します。確認の有効期間は8月1日(火)～令和6年7月31日(水)です。

認定結果は後日通知  
判定の結果、該当する方には認定証を送付します。なお、介護認定結果が出ていない場合は、認定後に送付します。確認の有効期間は8月1日(火)～令和6年7月31日(水)です。

認定結果は後日通知  
判定の結果、該当する方には認定証を送付します。なお、介護認定結果が出ていない場合は、認定後に送付します。確認の有効期間は8月1日(火)～令和6年7月31日(水)です。

# 地域の就学前園児の親子を応援します 「かんばんーひろば」遊びに来ませんか

区立幼稚園では、地域の就学前園児の親子に向けて、親子で遊べる「かんばんーひろば」を実施しています。

「かんばんーひろば」は、来年度、区立幼稚園に入園を希望する3歳児のお子さんと保護者を対象に実施しています。同年齢の友

軽減対象となるサービスの種類	○→対象になります ×→対象になりません	
	介護サービス(要介護1~5の方)	介護予防サービス(要支援1、2の方)
訪問介護	○	×
訪問入浴介護	○	○
訪問看護	○	○
訪問リハビリテーション	○	○
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	×
夜間対応型訪問介護	○	×
☆通所介護(デイサービス)	○	×
☆通所リハビリテーション	○	○
☆地域密着型通所介護	○	○
☆認知症対応型通所介護	○	○
※小規模多機能型居宅介護	○	○
※看護小規模多機能型居宅介護	○	×
◎短期入所療養介護(ショートステイ)	○	○
◎短期入所生活介護(ショートステイ)	○	○
◎介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	○	×
◎原則要介護3以上の方	○	×
◎地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)	○	×

☆は介護サービス費および食費が軽減されます。  
◎は介護サービス費・食費および居住費(滞在費)が軽減されます。  
◎は介護サービス費が対象となりますが、食費および居住費(滞在費)については介護保険制度における負担限度額認定証をお持ちの方が対象です。  
上記のサービスは、東京都に事業実施の申出をした事業所を利用する場合に軽減されます。

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 縮縮切切 申申し込み 問問合先 HPホームページ Eメール

区立幼稚園一覧  
かんばんーひろばを動画でチェック  
学務課幼稚園係  
☎(3647)9703  
FAX(3647)9053